

## 第 62 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 議事録

日時：2021 年 6 月 18 日（金）18:00～19:50

場所：Web 開催

### 出席者：

大橋 弘 委員長（東京大学大学院 公共政策大学院 院長）  
安藤 至大 委員（日本大学 経済学部 教授）  
小宮山 涼一 委員（東京大学大学院 工学系研究科 准教授）  
馬場 旬平 委員（東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授）  
松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）  
秋元 圭吾 委員（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）

### オブザーバー：

池田 克巳 氏（株式会社エネット 取締役 東日本本部長 兼 首都圏支店長）  
市村 健 氏（エナジープールジャパン株式会社 代表取締役社長 兼 CEO）  
大久保 昌利 氏（関西電力送配電㈱ 執行役員 工務部担当、系統運用部担当）  
田山 幸彦 氏（東京電力パワーグリッド㈱ 系統運用部長）  
野村 京哉 氏（電源開発㈱ 常務執行役員）  
増川 武昭 氏（(一社) 太陽光発電協会 企画部長）  
石川 義行 氏（沖縄電力㈱ 送配電本部 理事 電力流通部長）  
渡久地 政快 氏（沖縄電力㈱ 企画本部 企画部次長）  
下村 貴裕 氏（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室長）  
森本 将史 氏（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力供給室長）

### 配布資料：

- （資料 1-1）議事次第
- （資料 1-2）調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 定義集
- （資料 2）中国九州間連系線（中国向）運用容量拡大策の検討について
- （資料 3）2021 年度調整力の確保に関する計画の取とりまとめについて（報告）
- （資料 4）沖縄エリアの調整力必要量の考え方について
- （資料 5）2022 年度向け調整力の公募にかかる必要量等の考え方について（案）
- （資料 6）2021 年度冬季の供給力確保に係る対応について
- （資料 7）2021 年度夏季における電力需給確認の試行的な取り組みについて（報告）

## 議題 1：中国九州間連系線（中国向）運用容量拡大策の検討について

- ・事務局より資料 2 により説明を行った後、議論を行った。

### 〔確認事項〕

- ・今回検討したいずれの対策案も、関門連系線の運用容量拡大による効果に見合ったものに必ずしもなっていないという評価となったが、他に取得可能な運用対策がないかどうかに加え、需給調整市場の運用状況、需要家の停電価値の状況の変化を見ながら引き続き検討を行う。

### 〔主な議論〕

(馬場委員) 12 ページで費用対効果について評価をしていただいたが、B 案であれば今回の検討では費用よりも効果が高い結果も出ているが、需給調整市場への影響によりすぐに使えるものではないという結論になったと考える。これからも注意深く監視し検討するとの説明だったが、この場で B 案を全く使えないものと考えていいものかどうか、すぐに使えるものではないかもしれないが、もう少し検討を深めても良いかと考える。13 ページのスライドでは、送電側エリアの周波数低下が大きくなり、助けているエリアの周波数が低くなるという周波数変動の逆転現象が起きてしまうため、不適という説明になっている。公平性を考えると仕方ない半面、広域で需給調整など色々なものを行っていくことを考える中で、どちらの系統も潰れてはいけないため不適だが、そうでない状況であるときに少しの逆転が起こることを金科玉条のごとく不適としてよいのかと考える。現在は直流で連系しているのでそのようなものが明示的に出ているが、交流で連系しているときに事故が起きたときの融通量を直流で遮断したら本当に逆転は今までなかったのか分からないので、今後の課題になるが将来的には考えても良い。20 ページにフランスでは負荷遮断に対して 8,500 円/kW と記載があり、C 案で行ったときと比べると多額の費用を対価として支払うことができているが、フランスと日本では状況が違うと思うが、この対価の差が大きく出ていることの原因について、何か情報があれば教えていただきたい。

(松村委員) B 案、B' 案について以前も指摘して採用してもらえなかったのも仕方ないのかもしれないが、公平性と記載されているところが理解できない。なぜ公平性の観点から一方に設定するならば逆方向も当然同量に設定するという発想になるのか。特定の目的がありその為に使い、その為には片方の方向だけで十分ということを議論しているときに、片方だけ設定したら不公平だから両方設定するというのはどのような発想なのか。かつて ESCJ のときにはこのような議論は山のようにでてきて、ESCJ はそれぞれのエリアの利益代表が集まり利害調整をしているのかとイライラさせられることが頻繁にあったが、広域機関でもまだこのような発想を引きずっているのか。片方を助けるために片方が系統崩壊することが起きてはならないという類の議論ならばよく分かるが、このような発想をしていたら例えば北本の連系線を作るときに、西に行けば行くほど恩恵は小さくなるのではないかと、関門を作るにしても北海道はほとんど利益を得られないのではないかと議論もやり直さなければならないのか。私はこの点については全く納得していない。しかしこれを変えたからと言って数字が大きく変わらないのであれば今回の事務局案もやむを得ないと考える。次に C 案に関して馬場委員よりフランスと日本はなぜ大きな差があるのかとのご発言があったが、私の理解では費用対効果がポジティブになるにはこれ以上の価

格は払えないという価格として出てきたと理解する。従って費用便益分析の結果であって、他国のケースと値が違って当然である。これだけのお金を払うという数字ではなく、これ以上のお金を払うのであれば費用便益分析でネガティブになるという数字だと理解している。そのうえでこの金額では受けてくれる人はほとんどいないという事務局の判断は不当とは言えず、この金額では厳しいという判断は理解できる。しかし、これについては需要家に聞いてみたい。フランスの場合には、特定の事象が起きたときに切るという理由だけでなく色々な理由がありうる。猛暑や大型の電源が次々と倒れることも理由として有りうるが、この場合には関門の連系線が切れるという理由に限定される。過去10年間に1度も起きなかったことに対してそれでも支払う、つまり、10年間受けていたとしても結局1度も被害に遭うこともなくお金だけ貰えることもあり得る事象の話である。電源I'の報酬の話と比べても電源I'の場合は事前に予告され尚且つ完全に切られるわけではないのに比べれば遙かに厳しい条件ではあるが、電源I'であればほぼ確実に毎年数回は抑制しなくてはいけないのに対して、これからもないとは断言できないが、過去10年間に1度もなかったことの価格水準を比べて、この価格は著しく低くて需要家は本当に受けてくれないのか若干疑問である。本委員会で恐らくそのような需要家はいないと想定し決定しても、もし需要家が検討し実際に手を挙げたいという需要家が現れれば再検討をしていただきたい。そのような需要家が現れれば、受けてくれる需要家はいないという判断が間違いであったことを示しているのも、もしそのようなことがあれば検討していただきたい。そのときに年間を通して契約してくれなければ却下するというような頭の固いことを言わないようにしていただきたい。事務局の説明でも不需要期に限ったことではないので効果があったとあったが、不需要期に限り受ける需要家であるならば当然支払える金額は大幅に減額されることになると思う。しかし不需要期の春や秋には引き受けるが他の時期は困るという需要家が現れたとしても、この金額によっては費用対効果でポジティブになることもあり得ると考える。そのような需要家が現れたら検討をいただきたい。春や秋であればこの需要家が引き受けた結果として出力抑制が大きく減り、再エネの kWh が増えることを定量的に示すことができるので、例えば需要家が相談し、そのようなことを政府がきちんとお墨付きを与え、これだけの再エネの発電量の増加に貢献したと言ってくれるのであれば、企業も社会的貢献のアピールにもなるので、この金額は低くても引き受けるという事業者が出てきてほしい。今回の決定はやむを得ないと考えるが、門戸を閉ざさず、そのような需要家が現れたら真摯に受け止め、自分たちが勝手に決めた基準から合わない需要家なので却下と門前払いすることが決してないようお願いする。最後にA案、B案、C案すべて採用しないことになり、関門がこれだけ詰まっている状況にも関わらず増やさないこととなった。これはかつて広域機関の別の委員会が下した関門の連系線の増強をしない意思決定がいかに罪深いことを示している。短期的に容量を増やす策があればもっと慎重に検討することも有りえたかもしれない。今回のマスタープランの検討ではどのようなシナリオでも大増強が必要と出てくるほど重要な連系線であるにも関わらず、あのかとき却下してしまった。その時点の制度からすればやむを得ない決定だったが、いかにも長期的な視野がなかったということを世に示してしまった。この連系線増強に関しては、一刻も早く検討が始められるように広域機関の別の委員会で準備していただきたい。

(事務局) B案についてはメリットが少しある結果で需給調整市場を考えるとすぐに使えるものではな

く、もう少しウォッチした方が良いのではないかとコメントをいただいた。まとめにも記載しているが、我々もそのように考えており連系線の状況及び市場の状況は引き続き見ていきたい。馬場先生及び松村先生からもご指摘いただいた B 案の送電エリアの公平性の観点については、今後少しの許容があっても良いのではないかとコメントや、考え方が分からないとのご意見をいただいた。送電側エリアの周波数が過度に低下することがあってはならないという中で稚拙なアイデアになっていたかもしれない。こちらについても今後の課題とご指摘をいただいたが、系統の状況や需給調整市場への影響と同様に、例えば融通量を増やした場合にどの程度系統にインパクトがあるのかについて、引き続き見ていきたいと考える。C 案について、馬場委員よりご指摘いただいたなぜフランスの方が高いのかについて、松村委員からも費用対効果での結果というご意見をいただいたが、公募した結果であり、フランスの事例では需要ピークの kW 不足のためのものであるため、再エネの出力抑制の低減効果よりも価値が高いことが表れていると考える。松村委員より C 案を今回の水準では行わないことについて、春、秋の端境期に限った時期とすると対価が下がるが、それでも手を挙げてくれる事業者がいれば検討すべきであるというご意見については、市場の状況や今後の情勢変化を踏まえて確認及び対応をしていく。

(市村ワザバー) フランスの事例については 2012 年度に当該制度を導入しており、導入する際にはありとあらゆる事象で系統崩壊の蓋然性が高まったときに瞬時に負荷を遮断するスキーム。2012 年に導入し初めて使われたのは 2019 年 1 月である。2019 年 1 月ではオーストリアとドイツの間の風力の予測誤差が顕在化し最終的に系統の 1 番西側に位置するフランスでそのしわ取りを行い初めて発動した。実はその後、同年 2019 年 11 月にもう 1 度発動している。11 月の発動のあった直後に協力いただいたフランスの当該需要家のところに行き話を伺った。そのときに RTE からこのような発動はまずないだろうが、もし何かあったときに協力してほしいという意味合いで当該制度があると説明を受けており、1 年に 2 度もあったことに驚いていると発言された。先ほど、なぜこのような高い値段なのかとご発言があったが、入札なので全体のボリューム感 150 万 kW に達する最終的な約定点がそこに至ったことであり、また需要家の中でも相当な覚悟を持って参加している。条件としては 8,760 時間の内、7,500 時間に負荷を作らなくてはいけないのでそれなりの覚悟のある需要家が多いと考える。価格が今はどのようになっているかについては、2020 年度の価格の速報値では日本円換算で 9,000 円弱付いている。ほとんど発動される可能性はないと考えながらも一定の覚悟を持って応札をしている需要家が出て、インターラプタビリティメカニズムと言っているが、瞬時調整という意味合いで機能していると考え。

(増川ワザバー) 松村委員よりご発言があった通りこの関門連系線については、できるだけ早く増強の検討を始めていただきたい。6 ページの便益評価について例として A 案が出ているが、運用容量拡大による効果で市場取引における経済損失低減効果と CO2 排出する低減効果について記載があるが、再エネの出力抑制を減らすことの効果はここには含まれていなく、あくまでも市場分断を回避できたことの便益評価になっていると理解している。これは A 案に限らず B 案 C 案も同様という認識で、便益には再エネ出力制御そのものの抑制を減らす効果は入っていないと理解しているがそれが正しいか確認していただきたい。マスタープランは連系線の増強により再エネの抑制を減らされる効果が便益に入っていたが、そうするとマスタープランの便益の考え方と今回の運用容量の拡大の便益の考え方とは違うと考えるが、そのあたりについてどのように

なっているのか説明いただき、もし違うようであればその理由も教えていただきたい。

(事務局) 再エネ抑制の低減効果としてはCO2排出量の低減としてこちらの効果に加えている。

(大橋委員長) 質問の内容は増強のときの効果の計測の仕方と、ここの効果の計測の仕方は同じかどうかである。

(事務局) マスタープランの評価の仕方と今回の評価の仕方が同じか違うのかについては、増川ワザバーのご指摘通り違うところがある。今回の評価においては足元の市場の価値で見ることを前提にしているので市場分断であった部分の価格差がベースになっている。例えば太陽光で抑制されているときの時間帯において、価格差は、例えば九州は0.01円の際に、他のエリアでは市場価格として入札している価格の差で出てくる。間接的に抑制が回避された分が価格帯によって流れてくるところは価格の差で表れている。マスタープランとは何が違うのかと言うと、発射台としてマスタープランでは太陽光など再エネが多く入った市場を想定しており、設備容量が多く入っているものとして、入ったところからスタートしている違いがある。今回は対象とする評価時間帯全体で見たら全てにおいて抑制されている時間帯が対象になっていない違いがある。間接的には抑制効果は通過することにより評価値として表れているが、厳密には市場価格ベースで使っているところが違うという部分がマスタープランの評価の仕方と今回の評価の仕方の違いである。

(増川ワザバー) 再度計算していただくのは大変なので、マスタープランと同じ評価で行った場合は結果が大きく変わるのか、ほとんど変わらないのかを教えていただきたい。或いはそれは行ってみないと分からないものなのか。

(事務局) 計算していないので正確ではないが、傾向として例えば九州エリアだと抑制されている分が回避できた分というのは必ず他の中国より東に流れていくので、そこで価格に置き換えられていることでは傾向は変わらないと考える。

(小宮山委員) 丁寧に分析いただき感謝する。A案、B案、B'案、C案といずれも総合的に見ると、関門連系線の運用容量拡大による効果に見合ったものに必ずしもなっていないので、そのような意見もやむを得ないが、一方で今回提案いただいた案はいずれも貴重な案である。関門連系線の増強後であっても今後長期的に再エネが増加する局面になればいずれの案も長期的に検討価値が認められる案であり継続検討が極めて有効であると考えている。例えばB案は評価の通り端境期の昼間の時間帯ではメリットが0.9億円と非常に限定的であり、また二次調整力②、三次調整力①の広域調達と取引可能量を引き下げることがあり、調整力の広域調達が本格化する前で機能しにくいことを踏まえると、B案も費用対効果が一定程度見込める中であっても難しいと理解する。また、B'案については費用対効果が良好ではない。一方で送電側の周波数の低下の問題に関しては、融通量が拡大すれば送電側の周波数低下のリスクが大きくなり技術的にも難しい点もあると考えるが、融通量をある程度限定すれば、そのような送電側の周波数に与えるリスクも一切許容しない姿勢やルールについてより検討を深めることができるのではないかと考える。最後にC案に関しても需要家が最大限の対価を得るためにはフランスの例と比較すれば、重負荷期や夜間も含めて遮断可能とする必要があることや、対価も低いということで厳しいという意見だが、実際このような問題は受容性の問題に最後帰着するので、受容性の客観的な分布に関するデータをもってしないとC案は有効ではないと断言することも客観的には難しいので、C案

についても継続検討の価値があるものであると考える。

(安藤委員) 松村委員及び小宮山委員より既にご指摘があったが、B案とB'案は費用対効果についてリジェクトされるのは理解できたが、C案は再エネ出力抑制に不満を持っている事業者が多く丁寧な議論が求められている背景を前提にすると、瞬時遮断とはいえこの金額で手を挙げる需要家はいないのかを一度チェックをしてから却下した方が良いと考える。先ほど市村ワザバーより説明があった通り、フランスでは実績があるので、ただ誰か手を挙げませんかと提案するよりも、フランスではこのような事業者がこのような条件で手を挙げているが、日本ではどうかという形で、例としてどのような事業者が行っているのかを含めて情報提供すべきである。また、日本では頻度がとても低いと見込まれることも含めて情報提供すべきである。そして、場合によっては不需要期にこれに対応するかどうかの議論をした際に、通年で1つの事業者が受けるのは難しくても、複数の事業者で需要の厳しいときと不需要期に違いがあるような複数の事業者が組になれば通年対応できるパターンもあるかもしれないので、どのような形であればこの仕組みに応募できるのか広く情報を提供することでどうにか組み合わせても可能ではないか。できるだけ精緻な分析をし、それでも難しければC案が採用されないとした方が良いと考える。どのような事業者でどのような業界がフランスでは実績があるのかについて教えていただきたい。

(市村ワザバー) クイックウインズと定義付けている需要家分で、電炉いわゆる鉄鋼工場、セメント工場、ケミカル、非鉄金属といった需要家に協力いただいている。個々の出力規模だが、全ての負荷を遮断するので大きな工場では20万kW程度負荷遮断に協力いただける事業者もいる。しかし、既に3回発動しており3回の発動で懲りてしまった需要家もいるので、具体的なポートフォリオはどのようになっているのか20年度のデータは私の手元に今はない。

(事務局) 事務局より一部の事業者に感触をヒアリングしたが、その中では対価のレベル感に加えて無通告の遮断が需要家にとってハードルが高いというコメントがあった。対価については過去のESCJの停電コストに関する調査において、大口需要家の停電コストが1kWhあたり8万円を超えたものがあり、調査より時間が経過しているものの今回算出した対価の20倍であり少し便益が必要ではないかと考える。このようなことを考えて事務局としては必要な契約件数や遮断量を確保するのは難しいと判断する。

(大橋委員長) 多くの委員から更に深掘りする必要があるのではないかとのご指摘をいただいた。事務局の当座の結果はB'案を入れて4つの案について、効果には見合わないとのことだが、今後他に取り得る運用対策や、需給調整市場も始まればその運用状況も分かるのでその状況、また需要家の停電価値についても変わるところもあるのでその状況を引き続き検討していただきたいという多くの委員からのご意見であった。事務局においては状況の変化を踏まえつつ引き続きこの件について適宜検討いただきたい。

(安藤委員) 瞬時遮断ということがフランスの5秒よりも厳しく聞こえるが、先ほどのフランスの事例であった他の国からしわ寄せがくるのと異なり、関門という1ヶ所の限定的な話なので事前に警報のようなものが出せるのであれば許容度が上がるのではないかと考えるので、できる限り可能な形で提示するにはどのように行えばよいかを検討いただきたい。

(大橋委員長) このような調査も今後行っていかなくてはいけないと考える。

議題2：2021年度調整力の確保に関する計画の取りまとめについて（報告）

議題3：沖縄エリアの調整力必要量の考え方について

議題4：2022年度向け調整力の公募にかかる必要量等の考え方について

- ・事務局より資料3、4、5により説明を行った後、議論を行った。

#### 〔確認事項〕

- ・議題2については事務局報告内容に問題はなかった。
- ・議題3については沖縄エリアの必要予備力について203MWを沖縄TSOで確保し、その内電源I-aを57MW、電源I-bを146MWとし2022年度向けの調整力公募で行う。ギャップ分の116MWについては沖縄電力のBGが確保する。但し内外無差別が実施されているか確認を行う。
- ・議題4については事務局案どおりの内容で一般送配電事業者に通知を行う。

#### 〔主な議論〕

（秋元委員）資料の4及び資料5共に違和感はないのでこの方針で賛同する。資料4についてコメントする。ポイントは116MWのギャップ部分を沖縄BGに負担させるところであり、ここに関して合理的な説明だったのでその方向で進めていただきたい。その後の電源I-aでとるのか、電源I-bでとるのか、電源I-bで残りを調達する方が良いと考えるので事務局案に賛成する。

（池田ワザバー）資料4の11ページの予備力の調達について事務局の整理に異論はない。BGが調達する分は販売電力料金からの費用回収とされているが、この費用は自社BGと卸契約で公平に割り当て、卸価格の設定にあたっては確実に内外無差別を実現していただきたい。

（石川ワザバー）沖縄エリアにおける調整力必要量の考え方については、第58回および本日の委員会において3つの論点の整理について議論いただき、委員ならびに広域機関の皆さまには感謝申し上げます。沖縄の調整力必要量の見直しについては、第58回の本委員会の中で中央制御方式UFR(SSC)を活用することで電源脱落時の周波数低下対応及び最低5台運転の考慮は不要と整理いただいた。一方、沖縄エリアについては小規模独立システムによる特殊事情を踏まえて、これまで並列電源については原則ガバナフリー運転を行うことで安定運用に努めている。今回、必要予備力を整理する前提として発電機の最大出力については、現在、ガバナフリー運転という原則を加味した形での算定をいただいている。一方、資料4の13ページ1番下に記載のある今後中央制御方式UFR(SSC)を活用することで、電源脱落時の制約の考慮は不要と整理しているので原則ガバナフリー運転の部分についても今後広域機関に相談し見直しを検討する。

（大橋委員長）議題2は報告事項なので問題なしとして取りまとめに進めさせていただく。引き続き事務局には調整力の確保状況について確認をしていただきたい。議題3は沖縄エリアの必要予備力について203MWを沖縄TSOで確保し、その内電源I-aを57MW、電源I-bを146MWと2022年度向けの調整力公募で行うこと。残りの116MWについては沖縄電力のBGとして確保する。但しご意見にもあった通り内外無差別についてはきちんと行っていただくことが重要であるということをご意見通りである。議題4については以前から議論していた公募にかかる必要量の考え方が事務局案で異論はなかったと受け止めるので、この内容で一般送配電事業者に通知をしていただき進めていただきたい。

議題5：2021年度冬季の供給力確保に係る対応について

- ・事務局より資料6により説明を行った後、議論を行った。

〔確認事項〕

- ・公募調達量については、至近の補修調整を反映した需給ギャップである1月：▲35万kW、2月：▲55万kWとし、具体的な手続きや要件について東京電力パワーグリッドにて迅速な検討をしていただく。

(田山ワザバー) 2ページについてコメントする。グラフの通り4月時点で170万kWから180万kWほどあった需給ギャップを広域機関で発電事業者と調整いただいた結果ここまでギャップが縮小したことについて感謝する。資料3に記載している通り残りの不足分について弊社で公募を実施するが、時間のない中、新しい枠組みで公募を行うという初めての試みとなるので、具体的に進めていくにあたり国や広域機関と連携し、3ページに示されている需給ギャップを埋めるために最も合理的な方法で公募が実施できるように検討を進めていく。4ページについては時間のない中エリアの安定供給のため需給ギャップ55万kWの確保が必達と考えると、4ページに参考で記載のある再稼働にリードタイムを要する電源抜きでは必要調達量の未達のリスクや今後のリスクの発現時の対応が狭められることから、このような電源が準備に取りかけられるように措置することなどを含めて今後の検討の中で支援いただきながら検討を進めていく。

(池田ワザバー) 2点コメントする。1点目は3ページの供給力確保の方向性に関して、公募の前段で休止中の電源が本当に以前から休止する予定だったのか十分な検証と確認のステップが必要だと考える。今後公募を行う中でこのような疑念を持たれないように、市場支配力を持つ事業者は電源の退出にあたり十分な説明が必要だと考える。2点目は電力・ガス基本政策小委員会の資料にある通り今回の公募における競争は限定的なので費用低減を実現するには相当な工夫が必要であると考え。DRや自家発などの幅広い供給力の参加や部分約定などの選定方法の工夫などが挙げられるので検討をお願いします。

(市村ワザバー) 我々DR事業者としては今回の追加公募の件について、できる限り協力するが懸念事項がある。協力いただく需要家の公平性の観点で、電源Iに協力いただける需要家は色々な方がいる。我々アグリゲーターとして電気事業の在り方や安定供給、環境への配慮、計画性を説明させていただき、そのうえで電源Iとはこのようなものと理解いただき納得いただいたうえでIoTの実装に入る。そのようなことを協力いただける需要家はファーストティアのティア1であり、このような需要家には年12回の発動を前提にインセンティブを支払っている。今回追加公募で例えば掘り起こしていくと、そのような需要家に加えてそれに漏れたサードティアのようなカテゴリーにならざるを得ない需要家にアプローチすることになる。実務的に落とし込んでいくと月2回とすれば、3回から4回の発動でインセンティブはこの程度という説明をさせていただくことになる。約定価格がどのようになるか分からないが、仮に東京電力パワーグリッドのエリアの電源Iの平均価格の4,972円よりも高額で約定すると、ティア1で電気事業に協力したいと考える真摯な需要家に対しての説明責任が難しくなる。ティア2やティア3の需要家がこれ位のインセンティブで、我々ティア1が何故こうなのかとあるタイミングでティア1の需要家と向き合いご説明せねばならない。需要家は後出しの方が有利だと解釈をする可能性

があることを我々はリスクとして考える。DR 事業も此処まで健全な発展をさせてきていただいているので、来年度以降の公募の仕組みにこのような需要家サイドの視点も配慮いただき、ようやく相応に貢献できるレベルまで達した DR 事業のサステナビリティの為にも平にお願いしたい。

(松村委員) 今回は何を決めるのか。1月 35 万 kW、2月 55 万 kW を決めるのは何を意味するのか分からないので教えていただきたい。例えば現在取沙汰されている休止火力は 60 万 kW として、1月 35 万 kW、2月 55 万 kW だが 60 万 kW であれば 60 万 kW の内の 35 万 kW のキャパだけ動かすとわけにはいかない。そのような場合には当然 60 万 kW で調達するのか。或いは仮に DR がどちらの月も 20 万 kW 応募したが 20 万 kW では足りなく残りの火力は 60 万 kW だとすると、DR の応札価格がどんなに低かったとしても必要量に足りないので 60 万 kW で調達することを今決めることなのか。それは今後別のところで詳細を決めるということなのか。そのような基本的なことも決まっていらないのに 1月 35 万 kW や 2月 55 万 kW を決めるのはどういうことなのか。何を決めるのかが分からないので説明いただきたい。

(事務局) これから東京電力パワーグリッドに詳細やどのように選定するのかを含めて検討いただくうえで、公募における必要量を固めるものである。

(大橋委員長) 量が固まらなると次のステップへ行けないということである。

(松村委員) 1月 35 万 kW、2月 55 万 kW というのは分かるが、これを決めたことによって何が決まることが分からない。それはこれに満たない DR しかない場合に、具体的に 60 万 kW しか残りがなかったとすれば 55 万 kW に到達しなければ火力をとることを決めることなのか。そのような基本的なことも任せることなのか。1月 35 万 kW、2月 55 万 kW の意味がこれだけではよく分からない。

(事務局) DR や電源をどのように組み合わせていくのは、これから要綱の策定にあたり選定の方法等を考えていくうえで十分に審議をしていく必要があると考えており、東京電力パワーグリッドや国とも十分に連携していく。

(秋元委員) 第 36 回電力・ガス基本政策小委員会でもコメントしたが、休止電源の経緯についてクリアとは考えていないが、今後休止の電源をどのようにチェックしていくかについては別の議論なので、次に向けて時間のない中でセットしなくてはならないので、今回の事務局案の 1月 35 万 kW、2月 55 万 kW をとることに関しては賛成する。早急に進めないと間に合わなくなるのでこの方針で進めていただきたい。

(大橋委員長) 市村が「サーバー」からも競争的な調達にしていきたいとのご意見があった。今回公募の調達量について特段異論はなかった。補修調整も反映していただいたうえで 1月 35 万 kW、2月 55 万 kW とした。これを元に具体的な手続きや要件について東京電力パワーグリッドにて迅速な検討をしていただきたく、事務局としてもしっかりとサポートをしていただきたい。このような取りまとめで先に進めることでよろしいか。

議題6：2021年度夏季における電力需給確認の試行的な取り組みについて（報告）

- ・事務局より資料7により説明を行った後、議論を行った。

〔確認事項〕

- ・広域機関事務局においては、需給バランスのモニタリングと Web サイトでの情報発信を着実に実施すること。

〔主な議論〕

（小宮山委員）提案に全面的に賛同する。2021 年度夏季及び 2021 年度冬季に向けてもこのような取り組みは重要になると考えるが、今回の需給ひっ迫だけではなく今後長期的にこのようなモニタリングについて平時も継続的に行っていただきたい。需給計画の高度化、リスク対応能力の向上に貢献しうるものであるので、今年度の夏季、冬季以降も継続的にこのようなモニタリングについての取組みを進めていただきたい。特に 6 ページに記載のある広域的な燃料在庫のモニタリング等は画期的な取組みなので、このようなところも自動化、リアルタイム化等踏まえて高度化をすすめていただきたい。

（田山ワザバー）後半の kWh のモニタリングについては、我々も初めての取組みになるので 2 点コメントする。6 ページについては広域機関と一般送配電事業者が連携して検討を進めていく。実務的に動かしていくにあたり具体的な検討については、データ提供の方法や提供する情報の取り扱い、管理方法など問題を実施するにあたっての前提条件の整理や、後工程として本モニタリング結果を評価して燃料追加調達スキームや回収方法など色々な課題があるので、そのようなことを含めて今後整理をお願いする。2 点目は 7 ページのモニタリング結果の公表について、kWh 確保に関わる情報は、燃料調達価格への影響等に配慮して公表すると記載いただいたとおり、TSO としても燃料を調達できずに需給ひっ迫することは避けなければならないので、今後の検討の中で公表のタイミングなど具体的な情報発信の実施方法についても一般送配電事業者としても協力して検討する。

（大橋委員長）今回は試行的な取組みで冬に向けてもこのようなことを早くから行わなくてはいけないこと、そして小宮山委員よりご意見があった通り上手い取組みは定常化して行っていけば良いこと、事務局においては需給バランスのモニタリング及びウェブサイトについての情報発信の 2 点について、着実な実施を進めていただきたい。

（大山理事長）議題 1 の負荷遮断実現可能性の更なる検討や関門の増強を含めたマスタープランの推進についても色々なご意見をいただいた。更に視野を広げて検討していただきたいと激励をいただいたと考える。それを心に刻み検討を進めていく。

以 上